

これまでの議論の整理並びに事務局検討案について

これまでの委員・臨時委員の皆様からのご意見等を以下の論点で整理し、条例の見直し案を事務局にて検討いたしましたのでご協議ください。

ご協議いただいた内容を踏まえ、次回協議会では中間案の素案について協議いただきます。

※事務局検討案（条文案）のうち、現行の条例からの修正点は《二重山形かつこ書き》で前後を挟んでいます。

【論点】

1. 事業者の定義の追加について	2
2. 事業者の合理的配慮の提供の義務化について	4
3. 意思疎通の支援の充実について	6
4. 「女性」の表記について	10
5. 災害時における支援体制等について	13
6. 入所施設の表記について	16
7. 情報の収集、整理及び提供について	18
8. 人材の育成及び確保について	19
9. 差別相談調整委員会の運用について	20
10. 条文は現行のままとして検討したもの	22
11. 検討中のもの	25

1. 事業者の定義の追加について

○現状

現行の条例に事業者の定義に関する記載は無し

○検討案（条文案）

（第2条 定義）※新設

《六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、市内において商業その他の事業を行う者をいう。》

○検討案の補足説明

事業者の定義について条例に記載されていないため新たに追加することを検討します。

○委員からの主な意見

事務局提案のため委員意見無し

○他自治体条例（参考）

・宮城県

（第2条 定義）

二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

・さいたま市

(第2条 定義)

(2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

2. 事業者の合理的配慮の提供の義務化について

○現状

(第5条 事業者の責務)

事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、障害者との対話を行いながら、合理的配慮をするように努めるものとする。

(第9条 事業者が行う合理的配慮)

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。

○検討案（条文案）

(第3条 基本理念) ※修正

三 社会的障壁の除去のためには、建設的な対話を通じて相互理解を深め、合理的配慮を行うことが促進される必要があること

(第5条 事業者の責務) ※修正

事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(第9条 事業者が行う合理的配慮) ※修正

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

○検討案の補足説明

- ・ 障害者差別解消法の改正に合わせ、事業者の合理的配慮の提供について、努力義務から義務に修正いたします。
- ・ 第5条及び第9条に同内容の記載があったため、第5条の記載は削除し、第9条のみに記載いたします。第5条にあった「障害者との対話を行いながら」の文言については、第3条基本理念に追加することを検討します。

○委員からの主な意見

- ・ 事業者に合理的配慮の義務付けをする改正を行う必要がある。

○他自治体条例（参考）

- ・ 宮城県

（第8条 障害を理由とする差別の禁止）

- 2 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3. 意思疎通の支援の充実について

○現状

(第12条 意思疎通の支援の充実)

市は、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービス若しくは情報を提供し、又はその意思の表示を受ける場合において、その意思疎通が円滑に行われるよう、障害の状態に応じた適切な配慮を行うために必要な体制の整備その他の意思疎通に関する支援の充実を図るものとする。

○検討案（条文案）

(第3条 基本理念) ※新設

「四 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」

(第12条については条文の修正無し)

○検討案の補足説明

現行の条例では、意思疎通支援の充実について明記している一方、意思疎通の手段や情報の取得・利用のための手段の選択機会の確保・拡大については明記されておられません。令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（※別添参考資料を参照）」が施行され、障害のある人の情報取得利用、円滑な意思疎通は改めて重要視されているところであり、新たに意思疎通に関する内容を本条例の基本理念へ追加することを検討します。

内容については、全ての人にとっての意思疎通の重要性、並びに委員から意見があった意思疎通等の手段についての選択の機会の確保という点を盛り込みます。（宮城県の条例を参考に追加）

○委員からの主な意見

- ・ 障害のあるなしにかかわらず、生活をしていく上で人とのコミュニケーションは欠かせない。障害の特性によって一人一人コミュニケーションに必要な配慮が異なる。県の条例には、本人が意思疎通の手段を選択するような表現が含まれており、仙台市でも同様の表現が盛り込まれるとよいと思う。
- ・ 合理的配慮は個別性が高いものであり、対話をしながら進めていく必要があるため、双方向のコミュニケーションが大きな柱になってくるところを条例に明記しても良いと思う。
- ・ 障害者自身が合理的配慮を求めていくというアプローチも必要だと思う。ただし、自ら発信をすることが困難な方もたくさんいるので、条例の中でコミュニケーションのところを手厚くする必要があると思う。
- ・ 障害のある人も、障害のない人たちと同じようにコミュニケーションを取りたいという考えを持っている。障害当事者のコミュニケーションのニーズが完全に満たされる社会になれば、社会参加が実現されると思う。アクセシビリティ保障、コミュニケーションの保証、情報バリアフリーの3点は非常に大切なことだと思う。

○他自治体条例記載

・宮城県

(第3条 基本理念)

三 全ての障害のある人は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(第19条 情報保障の推進)

県は、市町村、県民、事業者等において、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話（触覚により認識することができる手話をいう。）、平易な表現その

他の障害の特性に応じた多様な意思疎通等の方法が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法により、障害のある人の情報の取得並びに意思疎通を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。

4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段の確保について配慮するものとする。

・名古屋市

(第3条 基本理念)

(3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

(第22条 手話言語の普及)

市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(第23条 意思疎通手段の利用の促進)

市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

・広島市

(第3条基本理念)

(9) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(第17条 情報保障及び意思疎通の支援)

本市は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話、点字、文字の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵等を用いた表示その他の障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、意思疎通に係る支援、当該手段の普及等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 本市は、前項の規定に基づいて手話に関する施策を講ずるに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下に行わなければならない。

4. 「女性」の表記について

○現状

(第3条 基本理念)

五 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、障害者の障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること

○検討案(条文案)※修正

(第3条 基本理念)

《六》 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、《全ての》障害者《が》障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること

○検討案の補足

委員からは、現在、多様な性の認識が浸透してきており、多様な性を前提とした考えのもと、「女性」という限定的な表現をしない方が良いという意見が多くありました。

その一方で、複合的な要因により差別を受けやすい障害のある女性という視点は、障害者権利条約においても掲げられている内容であり、条例制定時と変わらず、より適切な配慮が求められていることから、引き続き本市の条例においても盛り込むことを検討します。

検討案として、前半部分は変わらず例示として記載し、後半部分に「全ての障害者が」という一文を明記し、全ての障害のある方が障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められることを強調します。

委員からのご意見は、性的少数者等も含めた、多様性を含んだ条文についてもご意見をいただいたものと認識しております。多様性については考え方が非

常に複雑であり、現状、性的少数者等に関する個別条例は本市では制定されていないこと、他の自治体においては多様性を尊重する社会に関する条例等を別途制定していること、国の基本方針改定案においても性的少数者等について明記されていないこと等を踏まえると、本条例への掲載について個別に検討するのは難しい内容だと考えます。

○委員からの主な意見

- ・ 複合的な差別の問題については、重要であり、施策として検討していくことは必要だと思うが、条例の文言にそのまま盛り込むことが良いものなのか悩むところである。現在、性の問題については、男性、女性に限らず、多様な性があると考えられているし、そのような認識が浸透してきている。文言の中に「女性」と入れるだけで、自身が排除されてしまうと考える人がいるのではないかという懸念がある。多様な性を前提に、施策の中で、女性や児童の複合的な差別を考えることは重要だと思うが、それはあくまでも施策としてだと思う。施策を考える基となる条例の中では、多様な性を前提とした考え方を入れても良く、あまり限定的な表現をしない方が良いのではないかと思う。見直しの案として、第3条第5号の後半の「障害者の障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること」というところを強調する方が良いと思う。前文の中で、「一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い」と明記されており、ここは多様な性についても理解のある条文であった方が良いと思う。
- ・ 第3条第5号について、女性よりも性的マイノリティの人の方がより制限されることが多いのではないかと思う。実際に障害があり、心と体の性が異なる人もいて、その方への支援が非常に難しいと感じている。地域であれば益々オープンにできないことがあるし、自分にとって心地よい支援を求めることが難しい状況であると思う。性の多様性というものを含んだ条文にできれば理解が進むのではないか。
- ・ 性の問題で悩む方は精神疾患との複合的な問題で悩むことが多いという傾向がある。あえて性別を条例に載せることがどのような影響を与えるのかということについては気を付けなくてはならないと思う。ただし、複合的な差

別を軽視しているわけではないということをどのように文書で表現すればよいのか悩むところである。

○他自治体条例（参考）

・北九州市

（第3条 基本理念）

- (7) 障害があることに加え、性別による複合的な差別を受けやすい女性、年齢に応じた適切な支援が必要である児童等全ての障害のある人について、障害の状態のほか、性別、年齢又は状況に応じた適切な配慮が求められること。

・福岡市

（第6条 基本理念）

- (8) 女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障害者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。

5. 災害時における支援体制等について

○現状

(前文 ※第2段落一部抜粋)

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、災害対策や地域生活において障害への配慮が不十分な現状が明らかになった。

(第3条 基本理念)

六 災害時において障害がある者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

○検討案（条文案）

(前文については条文の修正無し)

(第3条 基本理念) ※修正

《七》 災害時において《は、障害者が避難や生活等をする上でより困難な状況に置かれることを踏まえ、》障害者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

○検討案の補足説明

委員からの意見を受け、基本理念の文言を修正し、災害時における障害のある方の困難さをより強調する内容への修正を検討します。

○委員からの主な意見

- ・ 災害の件について、東日本大震災の被災地として、もう少し災害に関する文言を丁寧に記載すると良いと思う。前文のところで、東日本大震災の時に配慮

が不十分という文言が載っているが、不十分だけでなく、非常時、災害時にはその障害の困難さが何倍にもなるといったところを盛り込めれば良いと思う。

- ・ 災害時における避難や避難所において障害がある方への配慮や不利益な取り扱いをしないというような点が盛り込めたら良い。

○他自治体条例（参考）

- ・ 宮城県

（前文）

また、本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、障害のある人は、災害時の避難行動や避難所、応急仮設住宅での生活において大きな困難を抱え、障害の特性に応じた情報伝達においても、非常に厳しい状況に置かれた。

（第 19 条 情報保障）

- 4 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障害のある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段の確保について配慮するものとする。

- ・ 名古屋市

（第 3 条 基本理念）

- （6）災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。

（第 24 条 災害時の支援）

市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に対

し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。

・広島市

(第3条 基本理念)

(10) 全ての障害者は、災害時においてその障害の特性に応じた適切な支援がなされる必要があること。

6. 入所施設の表記について

○現状

(第7条 不当な差別的取扱いの禁止 第1号)

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、入所施設における生活を強制すること

○検討案(条文案)

(第7条 不当な差別的取扱いの禁止 第1号) ※修正

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、《福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む)》を強制すること

○検討案の補足説明

第7条第1号は、福祉サービスを提供する場合における取扱いについて記載するものであることから、入所施設に限定していた表現の修正を検討します。

○委員からの主な意見

- ・ 条例の第7条第1号イについて、今回の資料にある制定時の考え方を読んでもここになぜ入所施設という言葉が明記されているのか経緯が分からない。障害当事者の意思を担保するために、計画相談が導入されたという背景があると理解している。計画相談の制度が定着している中で、なぜ市内で16カ所(医療型を除く)の入所施設に特化した文言が含まれているのか疑問を感じる。施設への入所に限らず、様々な場面で、当事者の意思に反した生活を形成するという事はあってはならないことだと考える。

○他自治体条例（参考）

・名古屋市

（第 8 条 市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止 第 1 号）

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

・北九州市

（第 7 条 不当な差別的取扱いの禁止 第 1 号）

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設その他の福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制すること。

・福岡市

（第 7 条 不当な差別的取扱いの禁止 第 1 号）

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）その他の福祉サービスを行う施設における生活を強制すること。

7. 情報の収集、整理及び提供について

○現状

現行の条例には情報の収集、整理及び提供に関する記載はなし

○検討案（条文案）

（第3章 第1節 基本的な施策）※新設

《（第15条 情報の収集、整理及び提供について）

市は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、事業者及び市民に対して情報提供を行うよう努めるものとする。》

○検討案の補足説明

国法律の改正に伴い、地方公共団体は情報の収集、整理、提供について努めることが明記されたことから新たに追加を検討します。

○委員からの主な意見

事務局提案のため委員意見無し。

○他自治体条例（参考）

・北九州市

（第23条 情報の収集及び提供）

市は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、事業者及び市民に対して情報提供を行うものとする。

8. 人材の育成及び確保について

○現状

現行の条例に人材の育成及び確保についての条文は無し

○検討案（条文案）

（第3章 第1節 基本的な施策）※新設

≪（第16条 人材の育成及び確保について）

市は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障害及び障害者等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他必要な施策を実施するものとする≫

○検討案の補足説明

国法律の改正に伴い、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整理を図ることが明記されたことから新たに追加を検討します。

○委員からの主な意見

事務局提案のため委員意見無し

○他自治体条（参考）

・長野県

（第23条人材育成）

県は、障がいのある人に対する虐待の防止その他障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

9. 差別相談調整委員会の運用について

○現状

(第 17 条 助言又はあつせん)

- 2 調整委員会は、前項の規定による助言又はあつせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

○検討案（条文案）

(第 19 条 助言又はあつせん) ※修正

- 2 調整委員会は、前項の《審議の》ために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めること《その他の必要な調査を行うこと》ができる。

○検討案の補足説明

助言又はあつせんの求めがあった場合においては、助言又はあつせんの実施の判断のため、その求めの内容について関係当事者への事実関係等の調査が必要であることから、修正を検討します。また、市長がその調査の全部又は一部を行えるよう、本条例または「仙台市障害者差別相談調整委員会による助言又はあつせん等に関する要領（平成 28 年 3 月 29 日健康福祉局長決裁）」の修正を合わせて検討します。

○委員からの主な意見

事務局提案のため委員意見無し

○他自治体条（参考）

・宮城県

（第 13 条 助言又はあっせん）

- 3 委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、第一項の規定によるあっせんの求めがあった対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

※本市の現行条例では、差別相談調整委員会に対して助言・あっせんの申立がされ、差別相談調整委員会が調査等を行うこととしています。一方、宮城県では、知事に対して助言・あっせんの申立がされ、知事が事実関係等を調査し、知事が必要と認めた場合に、委員会に対してあっせんを求めることとしているため、本市とは委員会の運営形態が異なりますが、条文の参考として掲載するものです。

10. 条文は現行のままとして検討したもの

(1) 社会的障壁に関する認識について

○委員からの主な意見

条例の趣旨や市民全体に障害者差別の解消を進めていくスタンスとして、「障害がある状態が問題なのではなく障害のある人の社会的障壁を取り除けていないことが問題であるとの認識のもと」という文言を前文の中に入れるとより市民に伝わりやすい内容になるのではないかと思う。

○現行のままとして検討した理由について

委員意見の「社会的障壁を取り除けていないことが問題であるとの認識」については、直接的な表現ではないものの、前文第2段落「しかしながら、障害のある人は、心身の障害による生活のしづらさに加え、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が十分ではない仕組みや習慣等のさまざまな社会的な障壁による困難を抱え」の部分に要素として含まれているものと考え、条文は現行のままとして検討します。

(2) 事業者の責務の具体化について

○委員からの主な意見

第5条の事業者の責務の中に「障害及び障害者に関する理解を深め」と記載があるが、どう理解を深めるかが分からないので、具体的な手段が記載できれば良いと思う。

○現行のままとして検討した理由について

事業者の理解を深める具体的な手段については、委員からいただいた様々な意見も踏まえ、引き続き施策の中で検討すべきものと考え、条文は現行のままとして検討します。

(3) 市民の役割の独自性について

○委員からの主な意見

第6条の市民の役割について、もう少し仙台市としての独自性があっても良いと思う。差別をしない市民になるように努めるということで、教育というところをもう少し具体的に表しても良いのではないかと思う。

○現行のままとして検討した理由について

市民の役割に新たに「教育」等の具体的な文言を明記することにより、市民に求める責務の範囲が限定的に解釈されてしまう恐れがあると考え、条文は現行のままとして検討します。

なお、障害理解に関する教育については、現在庁内で検討中です。(項番 11)

(4) 双方向のコミュニケーションの重要性について

○委員からの主な意見

第7条第9号の条文の内容がイメージしづらいと思う。意思の表示とあるが、表すだけでなく、双方向のコミュニケーションが重要であるが、それが難しい人たちがいる。そういった部分がきちんと反映された条文になると良いと思う。

○現行のままとして検討した理由について

ご意見をいただいた双方向のコミュニケーションの重要性については、不当な差別的取扱いの禁止項目として例示している第7条第9号の修正ではなく、項番3のとおり、第3条の基本理念の中に、意思疎通のための選択の機会の確保について新たに明記すること、加えて同条第3号に建設的な対話による相互理解について新たに明記することで条例に反映することを検討します。

(5) 相談体制について

○委員からの主な意見

相談体制について、総合的な相談を受ける体制と、障害種別ごとに相談を受ける体制が必要であり、もう少し踏み込んだ内容を条例の中に盛り込めれば良いと思う。

○現行のままとして検討した理由について

障害者や事業者等からの相談に的確に応じるために必要な相談体制のあり方については、委員からのご意見も踏まえ、引き続き施策の中で検討すべきものと考え、条文は現行のままとして検討します。

(6) 悪意のない・意図のない差別について

○委員からの主な意見

前文について、関係団体等へのヒアリング等における意見（抜粋）の中に、「悪意のない・差別の意図のない差別は、法律や条例ではどうしようもない事だが、～」と記載があり、ドキッとした。悪意のない差別も差別の意図のない差別についても、何らかの形で条例に盛り込むことが必要だと思う。

○現行のままとして検討した理由について

条例第2条第4号では、不当な差別的取り扱いについて、「正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。」と定義しており、ここでいう差別的取扱いの中には差別の意図のない差別も含まれると考えます。

また、差別の意図のない差別については、障害に対する知識の無さや、障害のある方への適切な対応をよく知らないことに起因するものが多いと思われるため、障害理解の啓発事業を始めとした各施策の中で伝えていくべきものと考え、条文は現行のままとして検討します。

11. 検討中のもの

(1) 財政上の措置について

現行の条例に財政上の措置に関する記載はありません。

事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う財政上の措置の必要性について、委員からの意見の他、関係団体等へのヒアリングでも同様の意見があったことを踏まえ、現在庁内で検討中です。

○委員からの主な意見

事業者に合理的配慮を義務付けるとすれば、事業者への助成金等の財政的支援を行うために予算を確保する必要があると思う。宮城県の条例には財政上の措置という項目があり、仙台市の条例の中にも同様の項目を盛り込むことで市としての責務が明確になると思う。

(2) 障害理解に関する教育について

現行の条例に教育に関する記載はありません。

委員からの意見の他、関係団体等へのヒアリングの場でも、子供のころからの障害理解教育の重要性についての意見があったことを踏まえ、現在庁内で検討中です。

○委員からの主な意見

- ・ 県の条例のように学校教育に関する内容を盛り込んでいけたら良いと思う。
- ・ 子供のころからの障害理解教育は重要であり、条例に学校教育に関する内容を盛り込むことが必要だと思う。小学校の低学年のうちから継続的な障害理解教育が必要であり、年齢に応じたカリキュラムを作成すること、それから障害当事者と交流しながら学ぶことが重要だと思う。